

売買取引の条件の公表

2020年6月
大都魚類株式会社

東京都中央卸売市場条例第26条及び東京都中央卸売市場条例施行規則第13条に基づき、下記の通り売買取引条件を公表いたします。

1. 営業日及び営業時間

営業日 市場が定める開業日といたします。

営業時間 7時30分から15時30分

荷受時間 16時から5時

2. 取扱品目

水産物及びこれらの加工品並びに知事が別に定めるその他の食料品等

3. 生鮮食料品等の引渡しの方法

市場内の卸売場若しくは 会社が別に定めた場所で行うこととします。条例第32条第2項(指定保管場所)の規定による場合は、当該場所において物品の引渡しを行うこととします。

4. 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額

・売買取引の内委託手数料

水産物及びその加工品:100分の5.5

・出荷者の費用負担

物品の卸売にかかわる次の費用は、これらに係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めて出荷者の負担とします。

1. 通信費(当該物品の販売するに当たって出荷者等への連絡に要する費用)
2. 運送料(会社の当該物品の卸売場若しくは会社が別に定めた場所及び条例32条第2項に規定する場所までの運搬及び積みおろしに要する費用)
3. 荷役料(印分け、配列料、小運搬等荷役に要する費用)
4. 仕切金等の送金料
5. 保管料(物品を冷蔵その他の方法により保管をしたため特に経費を要したときは、その費用)
6. 調整費(増氷、容器、手入加工その他の調整に特に経費を要したときは、その費用)
7. その他会社が立替えた費用

委託手数料及び前項各号の費用は、物品の卸売金額から控除するものとします。

5. 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法(条例第 22 条の規定による決済の方法に則したものに限る。)

受託契約約款及び当事者間の個別契約によるものとします。

6. 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)

東京都の指針に基づく当事者間の個別契約により交付いたします。

以上